

さ情審査答申第66号  
平成22年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成21年12月25日付けで貴職から受けた、特定墓地等の経営の許可を受けようとする者(以下「計画者」という。)より提出された以下の文書「平成20年6月1日の近隣協議報告書、平成21年2月7日付け理由書、平成21年4月20日付け報告書」(以下それぞれ「本件対象個人情報」、「」という。)に係る不訂正決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

さいたま市長(以下「実施機関」という。)が、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第26条第2項の規定により、個人情報の訂正等をしないこととした本件処分は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対し、平成21年11月5日付け保保所環第5609号により実施機関が行った本件処分について取り消し、文書作成者である計画者に訂正させるべく処置を行い、本件対象個人情報の実質的な訂正を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関の「情報公開・個人情報制度の手引」には、条例第24条の運用として、「自己の個人情報の訂正を求めるには、必ずしもこの条例の規定に基づかなければ行えないということではなく、(中略)訂正請求の

手続をとるまでもなく、その場で訂正に応じることができるものについては、実施機関の窓口において、適宜対応するものとします。」と記述されている。これまで異議申立人は窓口において根拠となる事実を示しながら、再三訂正を求めてきたが、実施機関は計画者に対して絶対的な信頼を寄せており、異議申立人の求めには応じてくれない。

訂正請求した文書は、本件対象個人情報、及びであるが、本件対象個人情報及びは、本件対象個人情報の訂正・追加内容であり、単独での存在意味はないため一体と考えれば、本件対象個人情報に異議申立人の個人情報が記載されていないことを理由に、訂正請求に応じないことは不適切である。

実施機関以外の者から「取得した文書」に対し訂正請求をした場合、全てのケースが「実施機関に訂正する権限がない」という理由で訂正不可能となるのか。訂正権限がないという理由でミスを放置したままでは、「公正で信頼される市政の発展」は阻害されるが、実施機関は計画者に訂正させる権限もないのか。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 墓地の経営を行うには、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。）第10条第1項の規定により、都道府県知事（政令指定都市については市長）の許可を受ける必要があり、実施機関では、さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成16年さいたま市条例第66号。以下「墓地条例」という。）及びさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成17年さいたま市規則第116号。以下「墓地規則」という。）を定めている。

本件対象個人情報 は、墓地設置計画の手続きの中で、計画者から提出された文書であり、計画地から100m以内の関係住民等と墓地計画に関する協議を行った旨の報告である。本件対象個人情報 は協議に出席した近隣住民の氏名を誤記載を理由に異議申立人氏名に修正する「理由書」であり、本件対象個人情報 は、 の内容を含むこれまでの修正箇所を取りまとめた「報告書」である。本件対象個人情報 及び については、計画者からの申出により実施機関に対して追加提出されたものである。

- 2 平成21年10月20日付けで異議申立人からなされた当該協議を行っていないことを理由とする個人情報訂正請求に対し、本件対象個人情報は、計画者と近隣住民による協議の報告書として作成されており、異議申立人の個人情報の記載がなかったため、また、本件対象個人情報 及び

は、実施機関以外が作成したものであり、実施機関に訂正する権限がないため、それぞれ不訂正決定としたものである。

- 3 異議申立人の主張のとおり、訂正する根拠であるとの資料を示されているものの、一方で計画者からは、本件対象個人情報 及び の報告内容は事実であるとの主張がなされているため、双方の主張が相反している状況では、いずれの主張が事実に基づくものか判断を下すことはできない。
- 4 本件対象個人情報 、 及び については、一連の流れの中で提出された文書であるという意味では、一体として考えるべきであるとの異議申立人の主張はあてはまるが、文書としては個別に受理したものであり、受理した時期も異なるため、それぞれ記載されている情報に基づき異なる理由により不訂正決定をしたものである。
- 5 文書に記載されている内容については、計画者が自身の状況等に基づき作成したものであり、また、本件対象個人情報 及び の報告内容は事実であるという主張もされていることから、職権で訂正できるものではないと考える。

#### 第4 審査会の判断の理由

本件は、墓地条例第7条第1項に規定する「関係住民等」である異議申立人が、墓地条例第8条第3項の規定に基づき計画者が実施機関に提出した関係住民等との協議報告書に記載されている自己を本人とする個人情報について、事実には誤りがあるとして条例第25条第1項の規定によりその訂正を請求したところ、実施機関は訂正等をしないうこととする決定をしたので、その決定を取り消し、訂正を行うよう異議申立てをしたものである。

##### 1 本件対象個人情報について

墓地条例は、墓地等の経営の許可等に係る基準、手続き等を定めることにより、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的としている（第1条）。

墓地等に関しては、その計画者と地元住民等の関係者間の利害、対立等が予想されることから、墓地条例により事前協議、計画書の提出、標識の設置等、説明会の開催、関係住民等との協議、さいたま市墓地等設置計画審査会による審査等の諸手続きを経て、許可の申請、許可等の事務手続きが行われる。

関係住民等との協議は、墓地条例第8条の規定により、これらの諸手続きの一環として行われるものであり、その内容は、墓地の経営の計画について、当該計画者に意見を述べた関係住民等と計画者が十分に協議を行い、その結果を文書で速やかに実施機関に提出するというものである。

本件対象個人情報 は、上記のとおり、関係住民等との協議報告書として、当該計画者が実施機関に対して平成20年6月27日付けで提出した報告書であると認められる。

本件対象個人情報 は、同計画者が、平成21年2月7日付けで実施機関に対して提出した文書であり、 の文書のうち、「出席者の氏名」の2人の氏名について異議申立人等の氏名に改めるとともに、その誤記載の理由を記載したものである。

本件対象行政情報 は、同計画者が、平成21年4月20日付けで実施機関に対して提出した文書であり、 の文書の記載に不備があるとして、その不備を補正するものである。

「関係住民等との協議」に係る報告書については、墓地規則第6条第2項で 協議で使用した資料 協議した関係住民等の氏名又は名称及び住所又は所在地 協議の結果合意した事項がある場合は、当該合意をした事項を記載した書類 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を添付して提出することとしている。このことから実施機関の指導により、これらの書類の添付の不備を別紙として補正したものと考えられる。

## 2 本件訂正請求に係る事実について

条例第24条第1項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求することができる。」と規定し、自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利を保障する観点から、訂正請求権を法的に認めたものである。本項にいう「訂正」とは、当該情報に追加し、又はこれを削除することを含め、当該情報を「事実」に合致した正確なものに改めることを意味していると解される。

また、本項にいう「事実」とは、客観的に正誤の判断が可能な事項をいうのであって、評価、判断等の主観的に判断される事項についてはこれに当たらないので、訂正請求権の対象から除かれるものと解される。評価、診断等の事項は、個人情報の内容だけでなく様々な要素をもとに総合的に勘案して主観的になされるからである。

このように解すると、本件訂正請求に係る事実は、本件対象個人情報記載の日時及び場所において計画者（具体的には担当者）と異議申立人とが協議したかどうかということであり（事実には当る）、当該協議における内容等は、この事実に含まれないと解すべきこととなる。このように解して、仮にこのような事実が存在しないことが判明すれば、協議の内容等は当然になかったことになり、白紙となるものである。

## 3 本件対象個人情報 に係る本件処分の妥当性について

まず、 の情報について、これを独立した1件の文書として訂正請求の対象とするか、それともその後提出された 及び の文書を含めて1件の文書として一体的に捉えて対象とするかという点が争点になっている。

、 及び の文書は、それぞれ日付け、件名及び内容が異なり実施機関において独立して個別に受理され、保有している状況から、文書管理上は、これらを1件の文書として一体的に捉える考えは適切ではないと考える。したがってこの点についての異議申立人の主張は、採用できない。

ただし、本件訂正請求の対象として取り扱う場合の措置であって、墓地条例上の手続きの面でのこれら文書に対する評価、判断等については、これらを一体的に捉えて別異の扱いがなされるものと思われる。

実施機関は、 の情報について1件の文書として扱い、当該文書には異議申立人の自己を本人とする個人情報の記載がないことを理由に本件処分を行ったことは、妥当でない。

一般的な取扱いとして、 の情報は、後続の 及び の文書によって当該部分が修正された場合、実質的には、本件訂正請求のあった時点では異議申立人の氏名に改められているものと考えられるからである。

の情報は、当該部分が修正されないままで実施機関が保有している状況にあるが、本件訂正請求があった時点では、形式的に未修正のまま残っているに過ぎない。

したがって、実施機関が訂正請求者の氏名が の文書に記載されていないことを理由に不訂正決定をしたことは、妥当でないと判断するものである。

#### 4 本件対象個人情報 及び に係る本件処分の妥当性について

実施機関は、本件処分の決定通知書において「訂正請求に係る個人情報が実施機関以外の者が作成したものであって、実施機関に訂正する権限がないため」とその理由を付記している。このことから推察すると第三者が作成した文書に記載されている個人情報については、訂正請求制度の対象外と解しているものごとくである。(ただし、口頭意見陳述において、実施機関(担当課)は、この主張、見解を修正するような供述をしている。)

個人情報の収集については、条例第5条第3項において「本人から収集しなければならない。」と規定し、その例外として、第2号において「法令等に定めがあるとき。」を規定している。本件対象個人情報は、この例外規定による収集と考えられる。

ところで、条例上第三者の作成した文書を訂正請求制度の対象から除く

明文の規定はない。また第三者の作成した文書であっても、事務処理上必要と認めるときは、実施機関は、当然、個人情報に係る部分の記載を含めて訂正できると考えられるから、文書の作成名義と訂正権限の有無は、必ずしも関係するものとは考えられない。もし第三者の作成した文書を訂正請求制度の対象から除くと解すると、前述のこの制度の創設目的、趣旨を実現することができなくなるし、この制度の実効性が危ぶまれることとなる。

したがって、実施機関のこの点についての主張は、必ずしも明確ではないが、採用できない。

なお、異議申立人は、本件申立てにおいて、事実には誤りがある部分について文書作成者である本件計画者に対し、訂正させるべく処置を行うことを求めているが、訂正請求制度は、実施機関が自ら訂正することを請求するものである。

5 本件対象個人情報、及び に係る訂正の是非について

しかしながら、前記3及び4により、本件異議申立てに理由があり、実施機関が訂正請求に応じて訂正を行うかどうかは、以下に述べるように、更に別の観点から検討しなければならない。

本件事実の確認について

ア 条例第24条第1項に規定する訂正請求権は、個人情報について、事実には誤りがある場合にその部分を明らかにし、当該情報における当該誤りのある部分を明らかにするような訂正の措置を請求できる権利を保障したものと考えられるが、基本的には、実施機関の保有する事実には誤りのある個人情報が利用されることによって、個人の権利利益が侵害されることを防止することを趣旨目的として設けられたものと解される（最高裁判所平成13年（行ヒ）第289号「個人情報非訂正決定処分取消請求事件」平成18年3月10日判決参照）。

本訂正請求制度は、条例第9条第1項第1号の「個人情報は、正確かつ最新のものとする。」との規定を受けて、自己を本人とする個人情報の本人が当該個人情報に対し関与できる制度として設けられているものであり、そのねらいは、実施機関が保有する個人情報の正確性の確保、向上を図ることにより、誤った個人情報の利用によって誤った評価、判断が行われることを防止しようとするものである。このような防止が個人の権利利益の侵害の防止に繋がるということになるのである。

イ 異議申立人は、 の情報において、事実には誤りがあるとして、このことを裏付けるものとしての書類を当審査会に対し提出し、また、口

頭意見陳述においてもこのことを中心にした意見を述べている。

一方、実施機関においては、本件異議申立て前に異議申立人らの苦情等を受けて必要な調査を行い、また、当該計画者の主張等を検討した上で、事実誤りがあるかどうか、双方の主張が相反している状況ではこれについての判断ができないと主張している。

当審査会は、以上の次第にかんがみ、当該計画者に対し、異議申立人の同意を得た上で、本件事実についての真偽について意見照会を行ったところ、本件事実に誤りはないとの文書による回答を得たところである。

当審査会としては、審査権限の範囲内で本件事実の真偽について客観的に判断することは困難な事情もあり、結論として、本件事実に誤りがあることを窺わせる具体的な事情の存在を確認することができなかったところである。

したがって、本件事実に誤りがあると判断することができなかったことを理由として本件処分を行った実施機関の主張は採用できる。

以上述べたとおり、本件対象個人情報、及び に係る本件処分は、結論として、妥当であると判断するものである。

本件訂正請求の対象範囲について

ア 本件については、平成20年8月21日付けで、さいたま市墓地等設置計画審査会から「当該計画については、現在支障がありません。」との答申がさいたま市長（実施機関）に対し出され、これを受けて、同月25日付けで墓地規則第11条の規定による履行証明書が当該計画者に交付されている。

異議申立人が本件訂正請求を行ったのは、平成21年10月20日付けであるから、当該計画は、すでに実行されている。

前述のとおり、条例第9条第1項第1号では「個人情報は、正確かつ最新のものとする。」と規定し、個人情報の正確性の確保の努力義務を実施機関に課している。

一方で、第5条第1項では、「個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定し、個人情報の収集目的の明確化等の規定を設けている。

訂正請求制度に関する法律や他自治体の条例の例では、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定し（例えば、埼玉県個人情報保護条例第31条では、「当該訂正請求に理由があると認めるとき

は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。) 実施機関による訂正のための調査の要否を当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内に限定している。これは、個人情報の訂正権限と個人情報の収集目的や管理目的を関連させることにより、実施機関による執行権の行使を一定の枠内に留め、適正化を図る趣旨と解される。

イ 本件対象個人情報は、墓地条例に規定する目的を達成するため、その手続きの一環として実施機関が墓地条例に基づき収集した文書であり、また、訂正請求制度の基本的な趣旨目的が、事実上誤りのある個人情報が利用されることによる個人の権利利益の侵害の防止にあることは、前述のとおりである。

しかし、本件においては、異議申立人による本件訂正請求のあった時点では、すでに、本件計画は実行されているから、墓地条例上の目的からすれば、本件対象個人情報の利用目的は達成されているという判断には、一定の合理性が認められる。

前記 の理由に加えて、以上の理由からも本件対象個人情報、及び に係る本件処分は、結果として妥当であると判断するものである。

条例第26条の規定では、訂正請求に対する措置について、上記のような「利用目的の達成に必要な範囲内で」個人情報の訂正をすべきことを規定していないが、このことが、上記結論を導き出す上で支障となるものではない。

異議申立人及び実施機関のその余の主張等については、上記判断に影響を及ぼすものではない。

また、本件対象個人情報及び は、前述のとおり、それぞれ平成21年2月7日付け、同年4月20日付けで実施機関に提出され、受理されているが、この時点では、すでに計画者に対し、履行証明書が交付され、当該計画は実行されている。当該情報の利用目的が達成されているこの段階で本件対象個人情報の内容を修正し、又は補正するこれら一連の文書の取扱いについては、異議申立人の指摘するとおり、極めて疑問の残るところであるが、これらの文書の取扱いの適否については、当審査会の審査権限の範囲外の事項である。

6 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに対し、前記第1の結論のとおり答申するものである。



## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成21年12月25日	諮問の受理
	平成22年1月18日	実施機関から理由説明書を受理
	同年2月3日	異議申立人から意見書を受理
	同年2月18日	審議
	同年3月18日	実施機関及び異議申立人からの意見聴取及び審議
	同年4月15日	審議
	同年5月20日	審議
	同年6月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
委員	岡本弘哉	弁護士
会長職務代理者	小室大	行政経験者

(五十音順)